

令和8年度 阿智村肥料農薬価格高騰緊急支援事業補助金概要

趣旨	不安定な国際情勢の影響などによる肥料農薬価格の高騰により影響を受けた農業者を支援する。
対象者	下記の全てを満たす個人又は法人 ① 村内に住所または事務所を有していること ② 令和7年に農業収入があり確定申告をしている者、又は令和8年度認定新規就農者等 ③ 補助金申請時に村税等村への納付金に滞納がないこと
補助対象経費	令和8年1月1日から令和8年12月31日までに納品された肥料代及び農薬代 ※令和9年1月29日までに支払いが完了していること
補助額等	① 補助対象経費の15／100以内(千円未満端数切捨て) ② 補助の上限は個人及び法人又は認定新規就農者等は30万円、認定農業者は60万円
申請など	① 阿智村肥料農薬価格高騰緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書に添付書類を添えて提出する。 ② 申請期間は令和8年4月1日から令和9年1月29日までとする。
申請書提出時 添付書類	① 肥料農薬の納品日が分かる書類の写し(納品書や請求書など) ② 支払が分かる書類の写し(領収書又は通帳) ③ 令和7年分所得税確定申告における 収支内訳書(農業所得用)の写し(白色申告者)又は、 青色申告決算書(農業所得用)の写し 法人は製造原価報告書の写し(直近のもの) ④ 令和8年度に就農した認定新規就農者は阿智村青年等就農計画認定書の写し、又は令和8年度から販売目的で就農したことがわかる書類など